公益財団法人
千葉ヘルス財団　定款

平成２５年４月１日

公益財団法人　千葉ヘルス財団　定款

第１章　総則

（名称）

第１条　この法人は、公益財団法人千葉ヘルス財団と称する。

（事務所）

第２条　この法人は、主たる事務所を千葉県千葉市に置く。

第２章　目的及び事業

（目的）

第３条　この法人は、保健医療の分野における重要かつ新たな課題に対し、有効な保健医療体制の推進に資する事業を行うとともに、総合的臓器不全対策の推進に関する事業を行い、もって県民の健康の保持増進と保健医療の向上に寄与することを目的とする。

（事業）

第４条　この法人は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事業を行う。

（１）在宅医療体制を推進するための事業の実施及び助成

（２）老人医療、難病医療及び終末期医療に対する体制を推進するための事業の実施及び助成

（３）総合的臓器不全対策を推進するための事業の実施及び助成

（４）前各号に関する情報の提供及び知識の普及啓発

（５）その他前各号の事業を達成するために必要な事業

第３章　財産及び会計

（財産の種類）

第５条　この法人の財産は、基本財産及びその他の財産の２種とする。

２　基本財産は、この法人の目的である事業をおこなうために不可欠な財産として理事会で定めたものとする。

３　その他の財産は、基本財産以外のものとする。

（基本財産の維持及び処分）

第６条　この法人は、基本財産について、適正な維持及び管理に努めるものとする。

２　やむを得ない理由により、基本財産の一部を取崩し事業実施費用に充てる場合

は、別に定める特定資産等取扱規程により、理事会の決議を経て行うことができる。

（財産の管理及び運用）
第７条　この法人の財産は、理事長が管理及び運用し、その方法は、この定款に定めるもののほか、理事会の決議により別に定める財務規程及び特定資産等取扱規程によるものとする。

（事業年度）
第８条　この法人の事業年度は、毎年４月１日に始まり翌年３月３１日に終わる。

（事業計画及び収支予算）
第９条　この法人の事業計画、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。
２　前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（事業報告及び決算）
第１０条　この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。
（１）事業報告
（２）事業報告の附属明細書
（３）貸借対照表
（４）損益計算書（正味財産増減計算書）
（５）貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
（６）財産目録
２　前項の承認を受けた書類のうち、第１号、第３号、第４号及び第６号の書類については、定時評議員会に提出し、第１号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。
３　第１項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に５年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
（１）監査報告
（２）理事及び監事並びに評議員の名簿
（３）理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
（４）運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要な

ものを記載した書類

第４章　評議員

（評議員の定数）

第１１条　この法人に評議員３名以上７名以内を置く。

（評議員の選任及び解任）

第１２条　評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第１７９条から第１９５条の規定に従い、評議員会において行う。

２　評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

（１）各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の３分の１を超えないものであること。

イ　当該評議員及びその配偶者又は３親等内の親族

ロ　当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ　当該評議員の使用人

ニ　ロ又はハに掲げる者以外のものであって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者

ホ　ハ又はニに掲げる者の配偶者

ヘ　ロからニまでに掲げる者の３親等内の親族であって、これらの者と生計を一にする者

（２）他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の３分の１を超えないものであること。

イ　理事

ロ　使用人

ハ　当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

ニ　次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

①　国の機関

②　地方公共団体

③　独立行政法人通則法第２条第１項に規定する独立行政法人

④　国立大学法人法第２条第１項に規定する国立大学法人又は同条第３項に規定する大学共同利用機関法人

⑤　地方独立行政法人法第２条第１項に規定する地方独立行政法人

⑥　特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総務省設置法第４条第１５号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

（評議員の任期）

第１３条　評議員の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

２　任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

３　評議員は、第８条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員の報酬等）

第１４条　評議員に対して、各年度の総額が３０万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める「役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程」に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

第５章　評議員会

（構成）

第１５条　評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

（権限）

第１６条　評議員会は、次の事項について決議する。

（１）評議員の選任又は解任

（２）理事及び監事の選任又は解任

（３）理事及び監事に対する報酬等の支給の基準

（４）評議員に対する報酬等の支給の基準

（５）貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認

（６）定款の変更

（７）残余財産の処分

（８）その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開催）

第１７条　評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後３箇月以内に１回開催するほか、必要がある場合に開催する。

（招集）
第１８条　評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。
２　評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

（議長）
第１９条　評議員会の議長は、その評議員会において出席した評議員の中から選出する。

（決議）
第２０条　評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
２　前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の３分の２以上に当たる多数をもって行わなければならない。
（１）監事の解任
（２）評議員に対する報酬等の支給の基準
（３）定款の変更
（４）その他法令で定められた事項
３　理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第１項の決議を行わなければならない。

（決議の省略）
第２１条　理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることができる評議員会の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

（報告の省略）
第２２条　理事が、評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

（議事録）
第２３条　評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

２　議事録には、議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人２名が記名押印する。

第６章　役員

（役員の設置）

第２４条　この法人に、次の役員を置く。

（１）理事　３名以上７名以内

（２）監事　２名以内

２　理事のうち１名を理事長とし、１名の常務理事を置くことができる。

３　前項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、常務理事をもって同法９１条第１項第２号の業務執行理事とする。

（役員の選任）

第２５条　理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

２　理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

（理事の職務及び権限）

第２６条　理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

２　理事長は、法令及び定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を統括する。

３　常務理事は理事長を補佐し、この法人の業務を執行する。

４　理事長及び常務理事は、毎事業年度に４箇月を超える間隔で２回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第２７条　監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

２　監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（役員の任期）

第２８条　理事の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

２　監事の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

３　補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時まで

とする。
４　理事又は監事は、第２４条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお、理事又は監事としての権利義務を有する。

（役員の解任）
第２９条　理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。
（１）職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
（２）心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

（役員の報酬等）
第３０条　理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める「役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程」に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

第７章　理事会

（構成）
第３１条　理事会は、すべての理事をもって構成する。

（権限）
第３２条　理事会は、次の職務を行う。
（１）この法人の業務執行の決定
（２）理事の職務の執行の監督
（３）理事長及び常務理事の選定及び解職

（招集）
第３３条　理事会は、理事長が招集する。
２　理事長が欠けたとき又は理事長に事故あるときは､各理事が理事会を招集する。

（議長）
第３４条　理事会の議長は、理事長がこれにあたる。
２　理事長が欠けたとき又は理事長に事故あるときは、出席した理事の中から議長を互選する。

（決議）
第３５条　理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事

の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

（決議の省略）
第３６条　理事が、理事会の決議の目的である事項について、提案した場合において、その提案について、議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をし、監事が異議を述べないときには、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

（報告の省略）
第３７条　理事又は監事が、理事又は監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない
２　前項の規定は、第２６条第４項の規定による報告には適用しない。

（議事録）
第３８条　理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
２　出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第８章　定款の変更及び解散

（定款の変更）
第３９条　この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。
２　前項の規定は、この定款の第３条、第４条及び第１１条についても適用する。

（解散）
第４０条　この法人は、法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

（公益認定の取消し等に伴う贈与）
第４１条　この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から１箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第５条第１７号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

（残余財産の帰属）
第４２条　この法人が清算する場合において有する残余財産は、評議員会の決議を

経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第５条第１７号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第９章　公告の方法

（公告の方法）

第４３条　この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第１０章　委員会等

（企画委員会）

第４４条　この法人が行う事業を円滑に執行するため、企画委員会（以下「委員会」という。）を置くことができる。

２　委員会を構成する委員は、理事会の議決を経て理事長が委嘱する。

３　委員会は、理事長の諮問に応じ、次に掲げる事項を審議し、その結果を報告する。

（１）第４条に規定する事業の企画及び審査

（２）その他理事長が必要と認めた事項

４　前各項に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が定める。

第１１章　事務局

（設置等）

第４５条　この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

２　事務局には、事務局長その他の職員を置く。

３　事務局長は、理事会の議決を経て、理事長が任免する。

４　その他の職員は、理事長が任免する。

５　事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第１２章　補則

（委任）

第４６条　この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関する必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

附　則

１　この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第１０６条第１項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

２　一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第１０６条第１項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第５条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

３　この法人の設立の登記日現在の理事及び監事は、次に掲げる者とする。
理事　崎山　樹、平山　登志夫、二野宮　淳吉、山木　まさ、藤﨑　則夫
監事　山本　哲男、岩瀬　収公

４　この法人の最初の代表理事は、理事長　崎山　樹、最初の業務執行理事は、常務理事　藤﨑　則夫とする。

５　この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。
藤森　宗徳、浅野　薫之、麻生　忠男、赤田　靖英、谷　修一

附　則（平成２７年６月２日）

この変更は、平成２７年６月２日から適用する

附　則（令和２年５月２２日）

この変更は、令和２年５月２２日から適用する

附　則（令和６年５月２３日）

この変更は、令和６年５月２３日から適用する